

台東区立学校園における 新型コロナウイルス感染予防に関する取組

台東区教育委員会

「台東区立学校園版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）【第4版】」における、「Ⅱ 2（5）感染状況に応じた教育活動上の留意点」（13～17頁）については、緊急事態宣言が発令されている期間は、以下の対応とする。

① 各教科等の指導

○【レベル2】とし、実施しない活動

- ・幼児・児童・生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダーや鍵盤ハーモニカ等）を用いる活動
- ・家庭科における調理実習
- ・体育における児童・生徒が密集する運動及び近距離で組み合ったり接触したりする運動

○【レベル2】とし、実施について慎重に検討を要する活動

- ・理科における児童・生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ・図画工作科、美術科における児童・生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動

※体育は、可能な限り屋外で実施とし、体育館など屋内で実施する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避けること。

②全校朝礼、各種集会

- ・【レベル2】とし、放送設備等を活用し、各教室で実施する。

ただし、十分な換気及び児童・生徒同士の間隔（おおむね1～2m）の確保が可能かつ密集及び密接を避けた安全な移動が可能な場合は、1学年の幼児・児童・生徒のみで教室以外の場所での実施も可とする。

③給食及び昼食

- ・【レベル2】とし、衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法とする。なお、喫食の際、マスクは喫食直前に外し、喫食後は速やかにマスクを着用するとともに、児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

④学校図書館

- ・【レベル2】とし、学校図書館での授業の実施及び読み聞かせ活動の実施についてはクラスを分散するなど少人数で行うようにする。

⑤休み時間

- ・【レベル2】とし、トイレについては、混雑しないよう動線を示すなどの工夫を行う。また、廊下で滞留しないようにし、私語を慎むなどの指導の工夫を行う。

⑥部活動

- ・中止とする。

⑦学校園行事等について

- ・幼児・児童・生徒等が、学年を超えて一堂に集まって行う行事や活動や、校外施設で実施する行事や活動は、中止とする。
- ・土曜授業及び学校行事等については、保護者等への公開を中止とする。
- ・外部講師を招いた行事等については、中止とする。